

# 共済金のお支払い時期について

組合は、約款の定めに基づき、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。

ただし、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、上記にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数<sup>(注1)</sup>が経過する日までに、共済金をお支払いします。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知します。

特別な照会または調査の内容	日 数
① 弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
② 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
③ 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 <sup>(注2)</sup>	90日
④ 後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会 <sup>(注2)</sup>	120日
⑤ 災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
⑥ 日本国で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2)自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険にかかる損害調査を行う組合、機構その他の団体による認定等の結果の照会を含みます。

詳しくは自動車共済約款をご覧いただけか、お近くのJAまでお問い合わせください。